

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四九―五一

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第一（第二条、第三条関係）			別表第一（第二条、第三条関係）		
(略)	都道府県	支給地域	(略)	都道府県	支給地域
(略)		級地	(略)		級地

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

備考 (略)		兵庫県		
(略)	(略)	市	尼崎市 伊丹市 川西	(略)
(略)	(略)		三田市	(略)
(略)	(略)		五級地	(略)

備考 (略)		兵庫県		
(略)	(略)	市	尼崎市 伊丹市 三田	(略)
(略)	(略)		五級地	(略)